

令和8年5月25日
(2026年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市市民自治推進委員会
委員長 若月 周史

答 申 書

令和7年9月1日付け、7市自第718号で諮問のありました吹田市自治基本条例第30条第2項に基づく「吹田市自治基本条例のうち、市民参画及び協働に関する条項についての見直し検討」の結果を下記のとおり答申します。

記

吹田市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)は、吹田市自治基本条例(以下「条例」という。)のすべての条項が市民参画及び協働に関する条項であると捉え、条例全般について、計4回の委員会において慎重に見直し検討の議論を重ねてまいりました。

結果、条例の条文自体を見直す必要性はないものの、条例制定から約二十年が経過し、社会情勢に変化が見られることから、条例制定時の視点で作成した条例解釈の基本となる解説書について、現状に見合った形に改訂するなどの措置をとるべきであるとの判断に至りました。

今後、より一層、条例の趣旨を浸透させるため、以下の委員会の意見について、実現に向けた検討をされるよう求めます。

- (1) 委員会会議録に記載した事項について、条例の解説書を改めること。
- (2) 自治基本条例の実効性を高め、若い職員をはじめすべての職員が市民に寄り添った対応ができるよう努めること。

以上